

時事新報

評論せんに先づ第一に
締盟各國との交際は年を逐々て親密を加ふる云々と
あり是れは懸れもあき事實にして例へば彼の大津事件
の如きも若しも十數年以前ならば其成行容易ならざる
ものありしあらんに何事もあく穩に結局したるは近
年來我國交際の進歩に歸せざるを得ず此一事は云々ま
でもよく我輩も演説者と感を同ふする所あり
條約改正の事は政府が二十餘年來計畫しつゝある所
ありどあれども日本の條約改正は既に舊幕府の時代よ

り着手したものにて必ずしも明治政府の發明にあらざる左れば二十餘年來とは今の政府と爲りてよりの歴史を云ひたるものならん歟、其邊は兎も角もとして政府は國家の権利と利益とを重んじて百難を排除しても必ず宿望を遂ぐる覺悟云々とあり條約を改正するに國家の権利と利益とを重んずるは勿論あれ其扱との百難を排除すると云ふ其難は何れの處に在りと認めたるか前年失敗は何れも難に撞着したるが爲めに外ならざれども我輩の見る所にては其難は先づ政府部内に發して外除するに至らざるゝものであるが如し演説に謂ゆる百難とは内より應じたるものあるが如し演説に謂ゆる百難とは内外を指すか外を指すか我輩は難の所在を聞んど欲する所のあり

演説者は更に一步を進めて國運の進歩は中途にて停頓され又は退縮され可らず近時貿易の伸長、運輸交通の發達と海陸軍備の擴張とに由り國の獨立を保つものは皆みの針路に向て進行を競ふが故に我國も各國と競爭場裡のあり

馳騒する以上は國力の許す限り國防と國家經濟とを目的とし其最も急なるものを撰み決行せざる可らずとして國防の點に就ては海陸軍備の急にす可らざるを説き兵器船艦の製造に最も必要な材料たる鋼鐵は海外の輸入を仰かざる可らざるのみならず一旦事あるときは輸入の途忽ち絶ゆるの恐れがあるが故に新に製鋼所を創立するの議を決したりと云へり製鋼の利害に就ては從來我輩の述べたる所少あからざれども一事實に於て果して之を許するを得べきや否や各國の事例を見るに國內に鐵を産せばして今競争世界に立國し然かも立派に獨立の體面を保つもの少あからずなれば國の現状に於て國内に製造して果して利益ある可否やに付ては尙ほ疑あきと得ず次に 鉄道の法案は計畫既に定まりて不日議會に提出されしと云へり即ち鐵道買上の議なる可し全國の鐵道を有と爲し或は民有と爲すの理論は兎も角もとして我輩は目下我國の理財上より鐵道買上の必要を認め今日の必要に迫らしめる既往の失策をば姑く不問に附無益の論を論せずして快く此業に同意する者ありがれども前の演説中に運輸交通の發達云々をあり即ち道擴張の如きも固より其一業として見る可きものゝれども今世界各國にて運輸交通の發達と云へば重

貴族院議事筆記

貴族院議事筆記

第一、嶋津公爵請暇の件に異議なれば可する旨と。君小田溝兵衛君の請暇も共に許可することとする旨と。君夫より海上衝突豫防法案の第一讀會に移る。(後藤遞信大臣の豫防法案に關する説明は別項に掲ぐ。)議長此案の審査と附扱す可し特別委員の撰擧を行ふ可し加納宜氏特別委員の撰擧は議長の指名に一任する事に致したし(此時賛成の聲應々に起る)。議長加納子爵の發議に係る特別委員の撰擧を議長の指名に托せんとの説には多數の賛成者あれば之れより採決せん加納子の説に賛成の諸君は起立。議長是より帆船搶查廢止に關する法律案の一讀會に移らん。此法律案に關する後藤遞信大臣の説明も別項に掲ぐ。内藤政共氏質議を爲すも差支あさや。議長大體に關する事のみあれば別に差支あさも今日特別委員の審査に附扱する事故委員會と第二讀會とに於て質議ありては如何成る可く此席にては質議を見合せられたし。議長此法律案の特別委員を撰擧すべし。平松時厚氏前法律案の特別委員と同様に之れも議長の指名に任するふとにせん。加納宜氏本員も議長の指名に托する事は賛成なれど前年の海上衝突豫防法と此搶査廢止法律とは同精神の法案あれば貴族院規則第四十八條に依り同一の特別委員會に附扱する事に爲す可し(谷千城富田鐵之助等諸君賛成)。議長此法律案の特別委員に托する事は不同意あり如何と云ふ。共同法律案の特別委員に托する事は可しと云ふ。貴族院規則第四十八條此場合に引用するは間違ひあるべからず(近衛萬齊、醍醐忠順、西五辻文伸等の諸君賛成)。笑作氏を賛成す。笑作君は別段に委員を撰定す可しと云ふ。内武重氏笑作君は別段に委員を撰定す可しと云ふ。員に託するも差支あし故に全く加納君の説を賛成す。さればあり(近衛萬齊、醍醐忠順、西五辻文伸等の諸君賛成)。山口尚芳氏加納君は誰れかの説を賛成して唯斯たりたゞと思えしものにて議長に指名を托したる上は長の權内にあり加納君は之を別種の説として出されるものにはあらざる可し而して只今は又前法律案と同

月二十一日午後一時、開議
中鷗氏) 報告あり政府より二十一
府三十二縣部分合立法案、農會議案、
財政部議案等、浦川義判所設立案等、
東京、樺木盛氏等より出版法案、
及反政社法案、未松謙澄氏等より
告げ鈎書記をして常任委員長及
鄭氏内務省所管政府委員を命ぜ
此氏死去に付同家に送るべき用

議長休憩を命ぜ時に十一時三十五分なりし	議長休憩を命ぜ時に十一時三十五分なりし	議長休憩を命ぜ時に十一時三十五分なりし
午後零時十五分開議	午前議長に指名を托せられたる二法案の特別委員の姓名を報告せん	午前議長に指名を托せられたる二法案の特別委員の姓名を報告せん
伊東祐齊	伊東祐齊	伊東祐齊
加納久宜	加納久宜	加納久宜
村田保	村田保	村田保
帆船検査廢止法案特別委員	帆船検査廢止法案特別委員	帆船検査廢止法案特別委員
谷渡正元	谷渡正元	谷渡正元
原忠順	原忠順	原忠順
右終て翌日議事日程を報告して散會す時に零時二十五分ありし	右終て翌日議事日程を報告して散會す時に零時二十五分ありし	右終て翌日議事日程を報告して散會す時に零時二十五分ありし
衆議院議事筆記	衆議院議事筆記	衆議院議事筆記